

# 2016 アイランドシリーズ 第6戦 2016 四国カートカップ 第6戦

## 特別規則書

大会公示

本大会は、FIA国際モータースポーツ競技規則と国際カート規則ならびにそれに準拠した2016年JAF国内カート競技規則集とその付則、ならびに2016年SLカートミーティング規則書ならびに2016年四国カートカップ特別規則書と本規則書付則に従って開催されます。

### 第1章 大会開催に関する事項

#### 第1条 開催日程、場所およびオーガナイザー

1. 開催日 2016年10月16日(日)
2. 開催場所 カートランド四国  
〒761-2204 香川県綾歌郡綾川町山田下643
3. オーガナイザー カートランド四国(有)

#### 第2条 大会競技役員

競技長	角田精治
コース委員長	赤座武典
計時委員長	森本卓明
技術委員長	山城義男
事務局長	角田めぐみ

#### 第3条 大会事務局

開催場所、オーガナイザーに同じ

#### 第4条 競技の種別

第1種競技車両によるスプリントレース

### 第2章 競技会参加に関する事項

#### 第5条 エントリーの受付

- 1 参加申込受付期間  
2016年9月16日～2016年10月11日まで。  
所定の用紙に記入し、参加料を添えて郵送もしくは持参。チーム又クラブ単位によるFAXエントリーも受け付けます。
- 2 満20歳未満のドライバーおよびピットクルーは親権者の承諾書が必要となります。
- 3 申し込みに必要なもの  
参加申込書  
誓約書(必ず署名捺印のこと)  
参加料

#### 第6条 参加料・ピット登録料

- 1 参加料  
キッズ ￥7,000 (ピット1名込み)  
カデット ￥7,000 (ピット1名込み)  
チャレンジ ￥8,000 (ピット1名込み)  
オープン ￥8,000 (ピット1名込み)  
KT ￥11,000 (ピット1名込み)  
N35 ￥11,000 (ピット1名込み)
- 2 ピットクルー追加登録料1名分 ￥1,000

#### 第7条 レース成立

参加台数が3台以上で成立となります。

#### 第8条 混走

各クラスの参加台数が3台に満たない場合、又はオーガナイザーが混走を指定した場合、他のクラスと混走とする場合があります。

### 第3章 競技に関する事項

#### 第9条 自動計測装置

- 1 参加者は車両検査までにオーガナイザーから貸し出された自動計測装置を取り付けなければならないこととします。万が一破損、紛失した場合は、理由の如何にかかわらず

- ず損害の補償責任を負うものとします。 高価な計測装置につきご理解賜りますようお願い致します。
- 2 自動計測装置の配布は受付時に行い、返却については競技終了後すみやかに返却してください。

**第10条 レース方法**

- 1 キッズ、カデット、チャレンジ、オープン  
レースはタイムトライアル、予選1、決勝1ヒートとします。
- 2 KT  
レースはタイムトライアル、予選2、決勝1ヒートとします。
- 3 N35  
レースはタイムトライアル、予選2、決勝1ヒートとします。最大グリッドは12台としますが、変更になる場合もあります。  
車両抽選および車両固定  
N35クラスの車両は、受付時の抽選にて決定いたします。タイムトライアル、予選、決勝すべての走行において車両を固定いたします。  
リタイヤ  
各ヒート走行中に車両トラブルや操作ミスによる車両の破損があった場合には、その時点でリタイヤ扱いとなりますが、スペアカートに乗り換える場合があります。  
ドライバー重量  
ドライバーの体重（装備込）により下記バラストを車両に搭載こととします。ウエイトは主催者から貸与とし、取付は抽選後、各自取り付けるようご協力をお願いします。  
52kg未満・・・・・・・・・・15kg + 燃料満タン  
52kg以上58kg未満・・・・・・・・15kg  
58kg以上64kg未満・・・・・・・・10kg  
64kg以上70kg未満・・・・・・・・5kg  
女性・・・・・・・・・・5kg

クラス	公式練習	タイムトライアル	予選1ヒート	予選2ヒート	決勝ヒート
キッズ	8分間	7分間	7周	-	10周
カデット			10周	-	12周
チャレンジ					
オープン					
KT					
N35	7周	10周			

**第11条 公式練習**

すべてのドライバーは公式練習に参加しなければなりません。

**第12条 タイムトライアル**

- 1 すべてのドライバーは、タイムトライアルに参加しなければなりません。
- 2 ドライバーは、タイムトライアルとして設定された7分間内であれば任意に出走し、時間内であれば途中で停止した場合も再トライすることができます。但し、ピットに戻った場合は再トライすることはできません。
- 3 タイムトライアル中の計測は、スタートラインを通過したカートに対してすべてのラップを計測し、ベストラップのタイムを採用します。

**第13条 決勝ヒート**

グリッドポジションは、予選でのポイントの多い順とし、同ポイントの場合はタイムトライアルの成績によるものとします。

**第14条 スタートの方法**

- 1 カデット、チャレンジ、KT、N35  
スタートはローリングスタートとし、次の事項が適用されます。  
スタートの合図は旗の信号によって行われます。  
スタートが合図される前にローリングを行います。  
スタートライン25m手前に引かれた黄色のラインを越えるまでは加速してはいけません。  
スタートラインを越えるまでは、誘導白線から車両が越えてはならず、追い抜き行為も禁止とします。（但し、25mライン通過後、前方の車両が失速・前々車との間隔が1台以上開く場合、前車との衝突を避ける行為は除きます。）  
ローリングに遅れた者が、列の前に出て待つような行為をしてはいけません。ローリングに大きく遅れた者及びローリング中にピットインした者と周回遅れの者は、最後尾に着かなければなりません。  
ローリング中にコースをショートカットすることは禁止とします。
- 2 キッズ、オープン  
スタートは「カート競技会運営に関する規定」第28条3.に基づくスタンディングとし次の事項が適用されます。  
スタートの合図は信号旗によって行われます。  
1周のフォーメーションラップの後、グリッドにつき次第、信号旗（振り上げ）でスタートとします。

## 第15条 競技に関する一般事項

- 1 走路審判員が反則または妨害行為とみなしたものについては、ペナルティが課せられます。更にその行為が、2回以上に及ぶときは失格とします。
- 2 ドライバー・サインは次の通りとし、これを怠った者に対しては、ペナルティが課せられることがあります。  
コース上で停止した場合のサインは、両手もしくは片手を頭上に高く上げる。  
ピットイン・ピットアウトのサインは片手を頭上に高く上げる。  
黄色の山型を付した緑色旗（ミススタート）が示された場合は各自、片手を頭上に上げ、スピードダウンし、元のローリングスタート時のポジションに戻るものとします。  
スローダウンするドライバーは、片手を高く上げること。  
公式練習、タイムトライアルおよびレース中（フォーメーションラップを含む）スピン等で車両が停止した場合は、他を妨害することなく、後続車両通過後、またはコース委員の指示があり、自力で再発進できる場合にのみレースに復帰できるものとします。  
公式練習、タイムトライアルおよびレース中（フォーメーションラップを含む）リタイヤしたドライバーは、他を妨害することなく、後続車両通過後、またはコース委員の指示により、自分の車両を速やかに安全な場所に移動し、そのヒートが終了するまで「カート競技会参加に関する規定」第11条に規定する装備一式を着用し、車両から離れてはいけません。  
レース中は、コースを外れてショートカットすることは認められず、当該行為はコースアウトとみなされ、ペナルティの対象となります。  
工具を用いた修理等は、指定されたエリア（ピットおよびパドック）を除き、一切禁止とします。

## 第16条 レースの終了

- 1 レース着順1位の者がフィニッシュラインを通過後2分以内に、カートが自力で同ラインを通過した者は、そのラップが加算される。
- 2 レース終了後のダブルチェッカーにはペナルティーが課せられます。

## 第17条 抗議

本大会における抗議は、一切受け付けません。

## 第4章 ピットに関する事項

### 第18条 ピットイン

ピットインする場合は、ピットロードを徐行しなければならない、かつ必ずピットストップしなければならない。これに違反した場合は当該ヒート失格となります。

### 第19条 ピット内およびパドック内

- 1 パドック内での喫煙は指定喫煙所を除き、厳禁とします。
- 2 パドック内でのエンジン始動は厳禁とします。但し、指定された場所ではこの限りではありません。

### 第20条 ピットクルー

「カート競技会参加に関する規則」第3章第18条に基づき、ピットクルーの行為に関する最終的な責任はエントラントに帰属しますが、レース中における場合は、ドライバーに直接統括の責任があるものとします。ピットクルーによる規則違反は当該ドライバーに対する黒旗の指示となることがあります。

## 第5章 章典に関する事項

### 第21条 賞典と副賞

各クラスにおける賞典対象者は下記の通りとします。

台数3台～5台	1位まで	台数6台～8台	2位まで
台数9台～12台	3位まで	台数13台～17台	4位まで
台数18台～22台	5位まで	台数23台～27台	6位まで
28台以上	7位まで		

## 第6章 広告に関する事項

### 第22条 広告

ナンバープレートに広告を表示することは認められません。その他の広告についてオーガナイザーは下記のものに対して抹消する権限を有し、かつドライバーはこれを拒否することはできません。

- 1 公序良俗に反するもの。
- 2 政治・宗教に関連したもの。

## 第7章 その他一般事項

### 第23条 オーガナイザーの権限

オーガナイザーは、下記の権限を有するものとします。

- 1 参加申込みの受付に際して、その理由を示すことなくエントラント、ドライバー、ピットクルーを選択あるいは拒否することができます。
- 2 大会スポンサーの広告を参加車両に貼付することができます。
- 3 やむを得ざる理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの登録または変更について許可することができます。
- 4 すべての参加者、ドライバー、ピットクルー及びその参加車両の音声、写真、デジタル映像などの報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することができます。
- 5 チーム代表者、ドライバーおよびピット要因はスポーツマンらしからぬ行為、不謹慎な言葉遣い、あるいは競技を妨害する行為をとった場合、当該競技会失格とします。